

選定審査会における指定管理候補事業者の選定方法

1 採点及び評価方法

応募事業者からの事業計画書及びプレゼンテーションに基づき、採点表により評価実施

① 応募事業者が複数の場合

各審査委員は審査基準項目毎の配点に基づき採点（合計 100 点）

各審査委員の採点幅のバラツキを是正するため、各委員毎の事業者順位に基づくポイントにより集計

ただし、最高得点であっても、各委員毎の採点の合計において、一定基準（6割、300点）に満たない場合は、指定管理候補事業者としない。

案：4事業者の施設	3事業者の施設	2事業者の施設
1位：10ポイント	1位：10ポイント	1位：10ポイント
2位：7ポイント	2位：5ポイント	2位：0ポイント
3位：3ポイント	3位：0ポイント	
4位：0ポイント		

〔同点数の事業者がいる場合は、すべてに最上位の点数を付与
例：得点 100点、 80点、 80点、 60点
順位点 10ポイント(1位)、7ポイント(2位)、7ポイント(2位)、0ポイント(4位)〕

なお、ポイントにより集計した結果、同ポイントの場合は、選定審査会の審議により順位を決定する。

② 応募事業者が単独の場合

各審査基準項目毎に「適否」を判定

総合評価を「適」とした委員が過半数を超えた場合は、指定管理候補事業者として適当と認める。

2 プレゼンテーション終了後の作業

プレゼンテーション終了後、各委員において採点。

(1位とした事業者の提案内容で、優れている点についての評価コメントを記載)

① 当日中に採点が完了した場合

その場で各委員の採点結果により集計表を作成。

集計表を参考に総合評価を行い、指定管理候補事業者を選定。

② 当日中に採点が完了しない場合

9月28日までに採点表を地域福祉課あて返送

各委員の採点結果により集計表を作成

集計表を参考に10月26日の第3回選定審査会で総合評価を行い、指定管理候補事業者を選定